

脳死下での臓器提供事例に係る情報の開示について

1. 従来への対応

○ご家族の承諾を得た上で法的脳死判定（2回目）終了後に次の情報を開示

- ① 患者に関すること
 - ・性別 ・10歳階級別年齢 ・原疾患
 - ・意思表示の方法及び提供の意思表示がなされている臓器の種類
 - ・意思表示を書面により行った時期
 - ・家族署名の有無
- ② 提供施設に関すること
 - ・施設名
- ③ 手続き
 - ・移植ネットワークに提供施設より連絡が入った時刻
 - ・ご家族より脳死判定及び臓器摘出の承諾書を得た時刻
 - ・ご家族が摘出を承諾した臓器の種類
- ④ 第1回目の法的脳死判定を開始した時刻
- ⑤ 第1回目の法的脳死判定の終了時刻及びその結果
- ⑥ 第2回目の法的脳死判定を開始した時刻
- ⑦ 第2回目の法的脳死判定の終了時刻及びその結果

*その後逐次、次のとおり公表。

- ・移植施設が決定した時点：移植施設、移植が予定される臓器の種類、摘出手術予定開始時刻及び終了時刻等
- ・摘出手術が開始された時点：開始時刻、終了予定時刻、搬送経路（予定）
- ・摘出手術が終了した時点：終了時刻、摘出臓器の種類、搬送経路

2. 今回の法改正を踏まえた対応

○法改正及びそれに伴うガイドライン等の改正を踏まえ、次のとおりとしている。

- ① 第一報時に次の情報を付記する。
 - ・本人意思 （表示あり・不明）
 - ・提供者の年齢区分 （ ）
括弧内は下記のいずれか
6歳未満、6歳以上10歳未満、10歳以上15歳未満、（10歳代前半でも可）
15歳以上18歳未満、18歳以上
 - ・親族優先提供 （である・ではない）

- ② 親族優先提供に該当の場合は、公表資料に次の項目を追加する。
 - ・親族に移植される臓器：親族関係
 - ・親族関係を確認した書類
 - ・親族移植施設、年代・性別、原疾患

○参考資料

- ・臓器移植法に基づく脳死下での臓器移植事例に係る検証に関する最終報告書（平成11年10月27日：公衆衛生審議会疾病対策部会臓器移植専門委員会）